

三次市教育委員会議案第46号

三次市文化財業務専門員の任命について

三次市文化財業務専門員設置要綱（平成25年教育委員会告示第7号）第4条の規定により、別紙の者を三次市文化財業務専門員に任命することについて、議決を求める。

平成28年3月24日提出

三次市教育委員会教育長 松村智由